

# ファンズニュース

## 2024 事務年度 金融行政方針



2024 年 11 月

### はじめに

金融庁は、2024 事務年度の金融行政における重点課題および金融行政に取り組む上での方針を「2024 事務年度 金融行政方針」として策定し、2024 年 8 月 30 日に公表しました。今回のファンズニュースでは、2024 事務年度金融行政方針の概要と、本方針で示されている資産運用ビジネスに関する事項について解説します。

### 2024 事務年度金融行政方針の概要

当事務年度の方針は、「I. 金融のメカニズムを通じて持続的な経済成長に貢献する」「II. 金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能を確保する」「III. 金融行政を絶えず進化・深化させる」の 3 つを重点課題として取り組むとしています。

長期的な視点に立ち、経済全体の生産性及び企業価値を向上させることが重要であるとし、コーポレートガバナンス改革等による企業価値の向上や、デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応やサステナブルファイナンスの推進等、さまざまな社会課題の解決が新たな市場創造につながるような環境整備等に取り組み、経済全体の成長・生産性向上に貢献すること、そして、この結果もたらされる企業価値の向上の恩恵が国民に還元され、さらなる投資や消費につながるという好循環を実現すべく、資産運用立国に向けた改革等を着実に進めています。

また、デジタル技術を用いた金融サービス変革への対応、台頭するリスクへの対応等、資産運用会社においても対応が必要と考えられる事項が多様な面で示されています。以下の表 1 で 2024 事務年度 金融行政方針の概要を示します。

表 1 「2024 事務年度 金融行政方針」の概要

#### I. 金融のメカニズムを通じて持続的な経済成長に貢献する

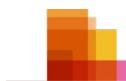
持続的な経済成長に向け、インベストメント・チェーン全体の活性化に取り組むとともに、気候変動問題やデジタル技術がもたらす変革への対応を進める

- ・ 資産運用立国 の実現
- ・ サステナブルファイナンス の推進
- ・ デジタル技術 を用いた金融サービス の変革へ対応

#### II. 金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能を確保する

深度ある検査・監督等を通じて、金融機関の適切な業務運営及び健全性を確保し、個人の生活と事業者の成長を支える質の高い金融機能の発揮を図る。

- ・ 業態横断的な課題への対応
  - 利用者目線に立った金融サービスの普及
  - 台頭するリスクへの対応 等
- ・ 業態別の課題への対応



### III. 金融行政を絶えず進化・深化させる

データ活用の高度化や国内外に対する政策発信力の強化、若手職員をはじめとする職員の能力・資質の向上等を通じて、金融行政を絶えず進化・深化させる。

- 金融行政の高度化のため、データ活用の高度化や財務局とのさらなる連携・協働の推進、国内外に対する政策発信力の強化に取り組む。
- 金融庁の組織力向上のため、若手職員育成を含む職員の能力・資質の向上や主体性・自主性を重視し誰もが働きやすく良い仕事ができる環境の整備に取り組む。

(出典)「2024 事務年度金融行政方針」(金融庁:[https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/20240830\\_main.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/20240830_main.pdf))

本ファンドニュースでは、資産運用業界に大きく関連する項目として、「資産運用業の改革」を取り上げます。

## 資産運用業の改革

金融行政方針とあわせて、金融行政方針で取り上げられている各項目についての、これまでの実績および今後の作業計画が公表されています。「資産運用業の改革」に関連して、以下の表 2 に記載した事項が示されており、2023 年 12 月に公表された資産運用立国実現プランで掲げられた諸施策につき、着実に実績が積み上げられ、今後も資産運用立国への実現に向けて対応が進められていくものと考えられます。

なお、ここでは「資産運用業の改革」にフォーカスしてまとめていますが、「アセットオーナーシップの改革」、「スタートアップへの成長資金の供給等と運用対象の多様化」等資産運用に関連する項目、台頭するリスクへの対応として「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化」、「サイバーセキュリティの強化」、「IT ガバナンスの強化」等、資産運用会社において対応が必要と考えられる項目についても実績および作業計画について言及されています。

表 2 「資産運用業の改革」に関する実績と作業計画

カテゴリー	実績	作業計画
資産運用会社の競争力強化やガバナンス改善・体制強化	<ul style="list-style-type: none"><li>「資産運用立国実現プラン」において、大手金融機関グループにおける運用力の向上やガバナンス改善・体制強化、資産運用会社等におけるプロダクトガバナンスの確保等に関する施策が示された。</li><li>特に、資産運用ビジネスを傘下にもつ大手金融機関グループに対し、資産運用ビジネスの位置づけのほか、運用力の向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表を要請した。また、金融庁ウェブサイト上において、各社の取組状況を一覧化したページを開設した。</li><li>プロダクトガバナンスの確立に向けて、金融審議会市場制度ワーキング・グループ(2024 年 4 月から計 3 回)において議論・検討を行った。その結果を踏まえ、プロダクトガバナンスに関する補充原則を追加した「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂案を取りまとめ、同改訂案のパブリックコメントを実施した(2024 年 7 月)。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>大手金融機関グループが策定したプランについては、各社における取組状況をフォローアップする施策が示された。</li><li>金融審議会市場制度ワーキング・グループにおける議論等を踏まえた「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂案については、パブリックコメントの結果を踏まえ、2024 年秋を目途に最終化を行う。</li><li>くわえて、プロダクトガバナンスの実効性を高める観点から、組成会社と販売会社間の情報連携のあり方等について、各業態の自主規制機関等において行われる実務的な検討をよくフォローする。また、これらの検討を踏まえた資産運用会社等の取組状況をフォローアップする。</li></ul>

<p>日本独自のビジネス慣行や参入障壁の是正</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点開設サポートオフィスにおいて、事業者とのより密接なコミュニケーションや関係機関との連携等を行い、ワンストップ対応による業登録が15件完了した(2023年7月～2024年5月の件数。変更登録含む。なお2021年1月の拠点開設サポートオフィス立ち上げから2024年5月までの業登録・届出の累計数は38件)。</li> <li>縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的とした支援事業を実施中であり、英語での業登録・届出支援が9件完了した(2023年7月～2024年5月の件数)。</li> <li>投資信託に関するシステムの寡占化等による非効率性の是正に向け、「資産運用立国実現プラン」に沿って関係者と改善を進めた。</li> <li>「資産運用立国実現プラン」において、投資信託の基準価額に関する一者計算の普及に向けた環境整備、新規参入を促進するため適切な品質が確保された事業者へのミドル・バックオフィス業務の外部委託や運用権限の全部委託を可能とする規制緩和等に関する施策が示された。</li> <li>投資信託の基準価額に関する一者計算の普及に向けた環境整備について、計理処理の標準化等に向け、2024年6月に投信協にてガイドラインを策定した。また、2024年6月に、投資信託委託会社が基準価額の計算過誤等に関する対応方針(マテリアリティポリシー)を定める場合の留意点を金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針にて規定した。</li> <li>投資運用業者からミドル・バックオフィス業務を受託する事業者の任意の登録制度の創設、当該創設に伴う投資運用業の登録要件の緩和、運用権限の全部委託を可能とする措置を講ずる「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」が成立した(2024年5月)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「拠点開設サポートオフィス」(現在は東京都内にのみ設置)について、自治体の協力が得られることを前提に、2024年度中をめどに金融・資産運用特区の全4地域に設置する。</li> <li>金融・資産運用特区における地方自治体との緊密な連携体制を整備し、縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的とした支援事業を継続し、外国人のニーズや行政面の課題についての情報を把握し、今後の改善策検討や効率化につなげる。</li> <li>資産運用会社が販売会社と投資信託の情報をやりとりする公販ネットワークについて、関係者と連携しつつ、システムベンダーに対し、2025年度内を目途に互換性を確保するよう促す。</li> <li>投資信託委託会社、信託銀行、システムベンダーなどの関係各主体の取組状況をフォローするなどして、一者計算の普及を促す。</li> <li>投資家保護に支障がなく重大な変更に該当しない投資信託約款の変更の類型について明確化等を検討する。</li> <li>投資運用業者からミドル・バックオフィス業務を受託する事業者の任意の登録制度の創設、当該創設に伴う投資運用業の登録要件の緩和、運用権限の全部委託を可能とする、「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」の施行に向け、関係する政府令等の制度整備を進める。</li> </ul>
<p>金融・資産運用特区の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2024年6月、国や対象地域(北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市、福岡県・福岡市の4地域)の地方公共団体が実施する金融・ビジネス・生活環境等に関する規制改革等の取組を盛り込んだ「金融・資産運用特区実現パッケージ」を公表した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資運用業者からミドル・バックオフィス業務を受託する事業者の任意の登録制度の創設、当「金融・資産運用特区実現パッケージ」に沿って、国や対象地域(北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市、福岡県・福岡市の4地域)の地方公共団体と連携しながら規制改革等の取組を着実に進める。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>くわえて、「金融・資産運用特区」において、地方公共団体と地域金融機関等の連携を通じた GX 推進の取組等、各地方公共団体の取組を支援する。なお、各特区の取組の特徴は以下の通り。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 北海道・札幌市: GX に関する資金・人材・情報を集積し、GX 資金・資産運用特区を実現</li> <li>② 東京都: 国際金融センターとしての環境を一層整備し、日本・アジアのサステナブルファイナンスやスタートアップの育成を推進</li> <li>③ 大阪府・大阪市: 海外投資を呼び込みながら、スタートアップ等によるイノベーションの実現を推進</li> <li>④ 福岡県・福岡市: アジアのゲートウェイとして金融機能を強化し、福岡・九州のスタートアップ等を育成</li> </ul> </li> </ul>
新興運用業者促進プログラム（日本版EMP23）の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）については、金融機関との意見交換会等を通じて、銀行や保険会社等の金融機関に対して新興運用業者を積極的に活用した運用を行うこと等を要請した（2023年12月～2024年2月）。</li> <li>くわえて、金融機関グループ等におけるさらなる取組を後押しするため、金融機関のEMPに係る取組事例を公表した（2024年6月）。さらに、当該取組事例の公表ページや投資信託協会・日本投資顧問業協会が公表した新興運用業者に関するエントリーリスト等、EMPに関する情報発信をするため、これらの情報をまとめた特設ページを作成した（2024年6月）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）については、金融機関グループ等における取組事例の把握を継続し、必要に応じて取組事例の更新を行う予定。また、2024年夏目途に策定されるアセットオーナー・プリンシップルを踏まえ、アセットオーナーにおけるEMPに関する取組状況について内閣官房等を通じて把握する。</li> <li>Japan Weeks2024期間中に開催される資産運用フォーラムにおいて、新興運用業者に関するプログラムを官民連携して開催するなど、金融機関グループ等による新興運用業者の積極的な活用を推進する。</li> </ul>

(出典)「2024事務年度金融行政方針(実績と作業計画)」(金融庁:  
<https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/resultsandplans.pdf>)よりPwC作成

上記のうち、注目度の高い顧客本位の業務運営の原則の改訂、一者計算、拠点開発サポートに関しては、別途ファンドニュースを発行していますので、それぞれリンク先を参照いただけますと幸いです。

- ・[投資信託の一者計算の受託者一者計算の導入について](#)
- ・[「顧客本位の業務運営に関する原則」\(改訂版\)の公表について](#)
- ・[国際金融センターの実現に向けたこれまでの取組み](#)
- ・[ファンドニュース\(日本に新規に参入した海外資産運用会社のビジネススキーム\)](#)

## 金融行政方針からの示唆

金融行政方針の主なポイントとして、「資産運用立国実現プランに掲げられた施策等を着実に進める」とされており、本ファンデニュース執筆時点(2024年10月)における期間においても、下記の取り組み等を通じて作業計画が着実に推進されていることがみてとれます。

- ・アセットオーナー・プリンシブルの公表:2024年8月28日公表
- ・「顧客本位の業務運営に関する原則」(改訂版)の公表:2024年9月26日
- ・Japan Weeks2024の開催:2024年9月30日から2024年10月4日

上記の他にも、オルタナティブ投資を行う外国籍投資信託の投資信託への組入れにあたっての必要な枠組みの整備等について継続的に議論が実施されており、新たに示された一者計算については既に導入している会社が出てきています。また、拠点開発サポートオフィスを利用した新規参入の実績も出てきており、今後も新たなルールの導入や実際の実務への落とし込みが見込まれます。

資産運用会社としては、この激変の環境下において、運用ポートフォリオの見直し、オペレーションの改善、プロダクトガバナンスの運営の高度化等、海外を含めた業界動向を踏まえつつ、受益者のために何が最善なのかを考えて運営する必要があると考えます。

## おわりに

2024事務年度金融行政方針においては、2023事務年度金融行政方針から引き続き「資産運用立国の実現」がキーワードとなっており、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化等に向けた施策が着実に進んでいます。資産運用会社におかれましては、今回の金融行政方針の内容を十分に理解するとともに、今後の金融庁や投資信託協会などの動向に注視し、適時に情報収集を行い、正しく理解した上で、資産運用業等の高度化に対応したプロセスの構築および見直しを適時に行うことが重要と考えられます。

PwC Japan 有限責任監査法人は、幅広い顧客基盤や資産運用業に対するさまざまな取り組みから、業界や法規制の最新の動向を把握し、資産運用業界におけるベストプラクティスを積み上げ、これらを継続して資産運用業界に携わる方々と共有しています。また、コンプライアンスやプロダクトガバナンスに関する内部管理体制の構築・高度化支援、規制対応支援、ESG 対応支援等の幅広い業務実績を有しています。こうした実績に基づいて、これからも引き続き情報発信や資産運用会社への多様な角度からのサポートを通じて、資産運用業界の発展に貢献できればと考えております。

内容にご質問などございましたら、以下の問い合わせフォームからご連絡いただければと思います。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えます。

PwC Japan 有限責任監査法人  
資産運用アシュアランス部  
ディレクター 若 本 裕 介

PwC Japan 有限責任監査法人 資産運用アシュアランス部  
[お問い合わせフォーム](#)

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかつことによって発生した結果について、PwC Japan 有限責任監査法人、およびメンバーフーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2024 PricewaterhouseCoopers Japan LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.